現行

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、業務委託料が200万円以上の場合においては、契約の締結と 同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第5号 の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者 に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - (6) 契約保証人による保証
- 2 第1項の第6号を除く各号の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額 (第5項において「保証の額」という。) は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号、第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 第1項の第6号を除く各号に揚げる保証を付した場合であって、業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。ただし、既納の契約保証金に対応する業務委託料(以下この項において「保証契約金額」という。) と当該増減後の業務委託料との差額が保証契約金額の3割以内である場合は、この限りでない。

(解除権の行使事由)

第 14 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

改定後

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、業務委託料が200万円以上の場合においては、契約の締結と 同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第5号 の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者 に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険 契約の締結
 - (6) 契約保証人による保証
- 2 第1項の第6号を除く各号の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額 (第5項において「保証の額」という。) は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号、第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 第1項の第6号を除く各号に揚げる保証を付した場合であって、業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。ただし、契約金額の増減が1,000万円以内の場合、発注者又は受注者から増減の請求がない場合は、この限りでない。

(解除権の行使事由)

第 14 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約 を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (4) 第3項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (5) 受注者(受注者が設計共同体等であるときは、その構成員のいずれかの者。 以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が津山市暴力団排除条例(平成23年津山市条例第21号。以下「排除条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等(排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。以下「暴力団員等」という。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団(排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 八 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - へ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているとき。
 - ト 暴力団員を雇用・使用していた場合(へに該当する場合を除く。)に、 発注者が受注者に対して当該被雇用(使用)者の解雇を求め、受注者がこ れに従わなかったとき。
 - チ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからへまでのいずれ かに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められると き。
 - リ 受注者が、イからへまでのいずれかに該当するものを再委託契約その他

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 第3項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 受注者(受注者が設計共同体等であるときは、その構成員のいずれかの者。 以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が津山市暴力団排除条例(平成23年津山市条例第21号。以下「排除条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等(排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。以下「暴力団員等」という。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団(排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 八 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有し ていると認められるとき。
 - へ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているとき。
 - ト 暴力団員を雇用・使用していた場合(へに該当する場合を除く。)に、 発注者が受注者に対して当該被雇用(使用)者の解雇を求め、受注者がこ れに従わなかったとき。
 - チ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからへまでのいずれ かに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められると き。
 - リ 受注者が、イからへまでのいずれかに該当するものを再委託契約その他

の契約の相手方としていた場合 (チに該当する場合を除く。) に、発注者 が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったと き。

- 2 前項に規定する場合のほか、発注者は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 3 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 第6条の規定により業務内容を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第6条の規定による業務の一時中止期間が履行期間の3分の2(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

(解除の効果)

- 第 15 条 前条の規定によりこの契約が解除された場合には、第 1 条に規定する 発注者及び受注者の義務は消滅する。
- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、前条の規定によりこの契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料(以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項の既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、 協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注 者に通知する。
- 4 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は、業務委託料の10分の1に相応する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

の契約の相手方としていた場合 (チに該当する場合を除く。) に、発注者 が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったと き。

- 2 前項に規定する場合のほか、発注者は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 3 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 第6条の規定により業務内容を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第6条の規定による業務の一時中止期間が履行期間の3分の2(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

(解除の効果)

- 第 15 条 前条の規定によりこの契約が解除された場合には、第 1 条に規定する 発注者及び受注者の義務は消滅する。
- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、前条の規定によりこの契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料(以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項の既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、 協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注 者に通知する。
- 4 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合又は次の各号に掲げる者 が契約を解除した場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相応 する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生

- 5 前条第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第2条第1項第1号から第5号に定める契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。
- 6 発注者は、前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。(解除に伴う措置)
- 第 16 条 受注者は、第 14 条の規定によりこの契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項に規定する措置の期限、方法等については、この契約の解除が第14条第 1項によるときは発注者が定め、同条第2項又は第3項の規定によるときは受注 者が発注者の意見を聴いて定めるものとする。

法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 5 前条第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第2条第1項第1号から第5号に定める契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。
- 6 発注者は、前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。(解除に伴う措置)
- 第 16 条 受注者は、第 14 条の規定によりこの契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項に規定する措置の期限、方法等については、この契約の解除が第14条第 1項によるときは発注者が定め、同条第2項又は第3項の規定によるときは受注 者が発注者の意見を聴いて定めるものとする。